

衆（参）議院議員 ○ ○ ○ ○ 様

要 望 書

【令和4年度第1回定例会】

千葉県町村会

要 望 事 項

第 1 町村行財政の充実強化について

- | | | |
|---|--------------------------------------|---|
| 1 | 地方創生交付金事業に係る地域要件の緩和等について | 1 |
| 2 | 「公立病院」及び「公的病院等に対する運営助成」における財政措置等について | 1 |
| 3 | 地域手当の支給割合の是正について | 2 |
| 4 | 国保総合システムの次期更改に対する財政支援について | 2 |

第 2 保険福祉行政の充実強化について

- | | | |
|---|--------------------|---|
| 1 | 介護医療院転換に係る財政支援について | 4 |
|---|--------------------|---|

第 3 町村生活基盤の充実強化について

- | | | |
|---|-----------------------------------|---|
| 1 | 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の建設促進について | 5 |
| 2 | 成田空港周辺地域の均衡ある発展に係る財源の確保等について | 5 |
| 3 | 防災行政無線屋外子局の停電対策について | 6 |
| 4 | 国道409号茂原一宮道路（長生グリーンライン）の早期完成について | 7 |
| 5 | 地上デジタル放送共聴施設の維持管理について | 7 |
| 6 | 九十九里浜の海岸侵食対策・養浜事業の国による直轄事業の採択について | 8 |
| 7 | 東京湾口道路計画の推進について | 8 |

第 4 教育文化行政の充実強化について

- | | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 県費栄養職員の配置基準の改善について | 10 |
|---|--------------------|----|

第 5 産業の振興発展について

- | | | |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 主食用米価格の下落対策について | 11 |
| 2 | 地域における産業振興への支援強化について | 11 |
| 3 | 新たなインターチェンジの活用について | 12 |
| 4 | 公衆用トイレ整備に係る新たな補助金制度の創設について | 12 |

第1 町村行財政の充実強化について

1 地方創生交付金事業に係る地域要件の緩和等について

地方創生移住支援事業は、地方へのU I Jターンによる起業・就業者の創出等を目的としており、移住者の移住先の地域要件として、東京圏外の道府県または東京圏のうち条件不利地域の市町村としている。

地方創生移住支援事業の地域要件を緩和することで、デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）と併用して活用できることから、移住支援、サテライトオフィスや企業進出等の施設整備の支援が可能となり、千葉県への転入増加の促進が期待される。

については、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるよう、地方創生移住支援事業について、交付対象となる地域要件の緩和を図るとともに、既存の対象地域の予算配分が減額されるなどの不利益が生じないよう、必要な予算額を拡充することを要望する。

2 「公立病院」及び「公的病院等に対する運営助成」における財政措置等について

救急医療等の政策医療を担う多くの公立病院では、将来にわたって安定的な経営を求められているが、非常に厳しい経営を強いられ、市町村の負担は大きなものとなっている。

さらに、地域で必要とされる不採算医療等の機能を担う公的病院等に対し、地方公共団体が助成を行った場合に、公立病院に準じた特別交付税が措置されているが、この場合、特別交付税の配分内訳が明確に示されないため、新規対象項目等が追加された場合でも、新規配分額が分かりにくい。

については、適切な措置を講じ、「公立病院の運営費」及び

「公的病院等に対する運営助成」に係る財政措置を拡充することを要望する。

3 地域手当の支給割合のは是正について

地域手当の支給割合については、近隣自治体間において、同一生活圏、かつ社会経済状況上、差がないにもかかわらず大きな格差が生じている。こうしたことは、地域手当の支給割合の数値設定の根拠に疑問を持たざるを得ないものである。

また、地域手当の支給割合は、自治体に対してのみならず、保育、介護、障害者サービスの従事者に係る報酬にも影響しており、近隣自治体との格差は人材確保にも深刻な影響を及ぼしている。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 地域手当の支給割合を隣接自治体の状況や地域の特性を踏まえ、著しい地域間格差が生じないよう、弾力的な取扱いができるよう見直すこと。
- (2) 地域手当の支給割合の決定に当たっては、算定基礎に物価等の要素を十分反映させること。
- (3) 地域手当の支給割合の見直し時期は10年程度とされているが、急速に変化する社会経済情勢を踏まえ、地域の実情を速やかに反映するよう、見直し時期を短縮すること。

4 国保総合システムの次期更改に対する財政支援について

国保中央会・国保連合会が開発運用している「国保総合システム」は、国保制度等の基盤を支える極めて公共性の高い重要なインフラであるが、令和6年3月に機器の保守期限の到来により、システムの更改を行うこととなる。

「国保総合システム」のあり方については、政府の規制改革

実施計画及び厚生労働省の検討会等において、クラウドサービスの利用や支払基金システムとの整合性の確保等が求められており、国保中央会・国保連合会は、積極的に取り組むこととしている。

しかし、この改革には国保総合システムの更改内容を大幅に見直さざるを得ず、国保中央会・国保連合会が準備している財源を全額充てても、多額の財源不足（約100億円（令和4年1月時点での見込み））が生じる見込みである。

なお、国保連合会では、不足財源を賄うためには、国保保険者や後期高齢者医療広域連合から徴収する審査支払手数料等を引き上げることで対応せざるを得ないとしているが、これらの保険者は、財政基盤が脆弱な上、新型コロナウィルス感染症の影響により被保険者の所得が下がっていることから、この費用を保険料（税）の引き上げで負担することは、到底不可能である。

については、国の意向を踏まえ実施する次期国保総合システムの更改及び運用に係る経費について、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないよう、国において必要な財政措置を講じることを要望する。

第2 保険福祉行政の充実強化について

1 介護医療院転換に係る財政支援について

不採算地区の公立病院では、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で安定した経営が求められるが、地域人口の減少や消費税率の改定、さらに新型コロナウイルス感染症の流行も重なり、大変厳しい経営環境に置かれている。

また、国の制度変更に伴い、令和5年度末で介護療養病床が廃止されることから、介護医療院は医療病床として算定されない。そのため、不採算地区病院分の特別交付税措置が無くなり、公立病院への一般会計操出金の財源が大幅に減少することが想定される。

については、不採算地区の保健福祉行政の充実強化として、介護医療院の運営に対し、特別交付税措置を始めとする新たな財政措置を講じることを要望する。

第3 町村生活基盤の充実強化について

1 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の建設促進について

圏央道は、首都圏から放射状に延びる高速道路と相互に連絡し、環状道路との広域ネットワークを形成することにより、成田空港や都心、さらには周辺各地へのアクセスの向上が図られること、また、沿線地域においては「人・物の交流」の活性化とともに、観光、物流又は産業の発展など、地域経済に大きな好循環をもたらすことが期待される。

さらに、想定される首都直下地震等の災害時には、緊急輸送道路としても重要な役割を果たすことから、早期の全線開通は必要不可欠である。

については、次の事項について要望する。

(1) 大栄ＪＣＴ－松尾横芝ＩＣ間において、速やかに用地取得を進めると共に、2024年とする開通目標を達成できるよう事業を進めること。

(多古町・横芝光町)

(2) 公共交通の利便性に乏しかった空港東側地域において、アクセス利便性を飛躍的に高めるため、新たなＩＣ（成田空港ＩＣ構想）の具体化に向け推進を図ること。

2 成田空港周辺地域の均衡ある発展に係る財源の確保等について

成田空港は、国際競争力を強化するため、令和2年1月31日に国からの航空法に基づく変更許可を受け、更なる機能強化の取組みが始まっている。また、同年4月1日、環境対策として新たな「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（騒防法）」第1種区域や「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（騒特法）」の告示・施行により、

空港用地や騒音に伴う移転が発生し、地域内での移転先確保を図るため、農地などでの土地利用の除外手続きが発生し、早急な対応が必要となる。

さらに、空港周辺は、西側地域だけが空港と共に発展し、その他の地域は、少子高齢化などにより人口が減少している。今後、千葉県が策定した「実施プラン」などにより、地域振興を図るには、「成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（成田財特法）」の適用となった道路整備などを推進する必要がある。

また、空港拡張用地内の移転者への対応、受け入れる自治体への対応については、四者協議会において『成田空港の更なる機能強化に関する確認書』、『成田空港周辺の地域づくりに関する「基本プラン」・「実施プラン」』などで確認されたところであるが、これらの施策を推進するための国や県の関わりや財源確保の面においての対応が求められる。

については、次の事項について要望する。

- (1) 成田空港周辺地域の均衡ある発展のため、土地利用規制の緩和を早急に図ること。
- (2) 『実施プラン』を着実に推進するため、事業推進体制の構築及び成田財特法適用事業などの財源確保を図ること。

3 防災行政無線屋外子局の停電対策について

防災行政無線（同報系）は、災害時に屋外拡声子局に設置した屋外スピーカーや戸別受信機を通じ、住民に迅速に防災情報を伝達するために重要な手段となっている。

令和元年房総半島台風の被災の際は、長期停電等により県内の多くの市町村で屋外スピーカーが使用不可能となつたことから、国や県では72時間以上稼働可能な非常用電源への設置を推進し、一層の機能強化を図るように要請しているが、大規模災害による長期停電を考慮すると、現状の仕組みでは対応が困難である。

については、大規模災害時に必要な情報を確実に住民へ伝達するため、長期停電を踏まえた有効な対応策となる手段を検討するとともに、早期実現を要望する。

4 国道409号茂原一宮道路（長生グリーンライン）の早期完成について

国道409号茂原一宮道路（長生グリーンライン）は、首都圏中央連絡自動車道と一体となり、県内各地や首都圏からの交流拡大が高められるとともに、災害時における緊急対応道路としても大変重要な路線である。

また、長生地域にとっては、首都圏中央連絡自動車道の波及効果を高め、地域活性化を図る上で、本路線の果たす役割は重要である。

については、整備区間となっている長南・茂原間は、すでに長南町側より工事着手され事業は着実に進展しているが、

残る茂原・一宮間においても、早期に事業化を図り、早期の全線開通を目指して、事業を加速化させることを要望する。

5 地上デジタル放送共聴施設の維持管理について

千葉県中央部から南部にかけては、中山間地が多い地域特性から、地上デジタルを自宅のアンテナなどを使って受信できない新たな難視区域が多く存在している。そのため、難視地域を抱える自治体では、地上デジタル難視地域を解消するため、辺地共聴施設整備事業を実施している。

辺地共聴施設整備事業は、市町村又は共聴施設の設置者が事業主体となり、当該施設の整備については、国等から補助金が得られるものの、整備後の維持管理については、財政支援が受けられないため、市町村又は共聴施設の設置者にとって大き

な負担となっている。

辺地共聴施設の維持管理については、受信者側の責務となるが、負担については、地域格差なく公平性が確保されるべきである。

については、維持管理費が過大となる市町村又は辺地共聴施設の設置者に対し、補助金交付等の財政支援を講じるよう要望する。

6 九十九里浜の海岸侵食対策・養浜事業の国による直轄事業の採択について

近年、九十九里浜一帯では、急激な海岸侵食により汀線が後退し、砂浜の砂が削りとられ無残な浜崖へと変貌し、かつて一面に広がっていた水平線と砂浜の織りなす白砂青松の景観は、急激に失われている。

侵食が顕著な箇所では県による対策が講じられてきたが、その対策を上回る速度で海岸侵食が進んでいるのが現状であり、海水浴場の開設ができないなど地域経済にも多大な影響を及ぼしている。

また、近年懸念されている高潮や津波をはじめとした自然災害に対する防災対策の観点からも、海岸の侵食対策を早急に講じることが必要である。

については、養浜等の海岸侵食対策には、多大な事業費と高度な技術を要するため、国による直轄事業として採択することを要望する。

7 東京湾口道路計画の推進について

東京湾口道路は、房総半島と三浦半島を結ぶ延長約17kmの道路として構想されているが、平成20年に国から国土形成計画において長期的な視点から取組むものとされ、構想は事実上凍結

となっている。その間、東京一極集中の進行等により、南房総地域における人口減少に歯止めがかかるない状況にある。

また、南房総地域は、東京湾アクアライン、館山自動車道及び富津館山道路の整備によって、首都圏を中心に来訪客は年々増加しており、自然豊かな観光地として定着し、通勤・通学も可能な地域となった一方で、東京湾アクアラインの休日の交通渋滞は緩和されず一般の高速道路利用者はもちろんのこと、多目的に利用者が増加してきた高速バスの運行にも大きな支障を来している。

については、県内外の人やモノの流れを強化し、社会経済活動を活性化させるため、東京湾口道路計画の推進を図ることを要望する。

第4 教育文化行政の充実強化について

1 県費栄養職員の配置基準の改善について

公立小中義務教育学校における栄養教諭及び学校栄養職員の配置については、「義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）」に基づく標準定数を基準として、都道府県において条例で定めることとされている。

義務標準法に基づく標準定数では、「栄養教諭及び学校栄養職員の共同調理場への配置」について、「給食児童生徒数1,501人以上について2名配置」としているが、栄養教諭及び学校栄養職員の職務は、食物アレルギー対応に関する事業等の増加に伴う事務量が大幅に増加している。

千葉県内では、児童生徒数約1,400人に対し、栄養教諭等1名で対応している自治体もあるため、食物アレルギーを持つ児童生徒への対応が不十分となってしまうことが懸念される。

については、食物アレルギーを持つ児童生徒への対応の重要性から、栄養教諭及び学校栄養職員の共同調理場への配置について、児童生徒数1,000人以上で2名配置にするよう、配置基準の見直しを図ることを要望する。

第5 産業の振興発展について

1 主食用米価格の下落対策について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、外食産業の低迷が長期化し、主食用米の価格は2年連続して下落している。

水稻生産者は、米価安定のため需要の落ち込んでいる主食用米から飼料用米や加工用米等の生産への転換に取り組んでいるが、米価の下落は押さえられない状況である。

については、水稻生産者の経営の安定化と営農意欲を維持するため、コロナ禍における米価下落に歯止めをかけ、米の需給環境を改善するための対策を要望する。

2 地域における産業振興への支援強化について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、地域経済は縮小していることから、各自治体では給付金や支援金といったソフト事業だけでなく、施設整備を行い積極的な産業振興を図るなど様々な経済対策に取り組んでいるが、財源の確保に苦慮している。

特にインフラ整備については、社会資本整備総合交付金や、地方創生推進交付金などの補助事業を活用し、施設整備等を積極的に行うことで、地域経済復興への支援強化に繋がることから、十分な財源を確保することが必要不可欠である。

については、地域における産業振興を図るため、単独費でインフラ整備等の大規模事業を執行できるよう、補助事業予算について、十分な財源を確保することを要望する。

3 新たなインターチェンジの活用について

多古町・芝山町では、成田国際空港株式会社と連携・協力し、地域振興・観光の促進を図るため、空港・圏央道利用者等が容易にアクセス可能な、空港を眺望でき、地域の安全・安心に資する複数の施設を備えた新たな地域振興・観光を加速させる拠点施設の整備を図ることを目指している。

については、E T C 2 . 0 による圏央道から一時退出可能とする施設に、地域振興・観光を加速させる拠点施設と既存の道の駅を加え、(仮称) 国道 2 9 6 号 I C 及び成田国際空港直結 I C (構想) を一体的に扱い、いずれの I C からも退出・再流入できることを要望する。

4 公衆用トイレ整備に係る新たな補助金制度の創設について

観光業を主要産業とする地方の自治体において、訪問客が快適に過ごすための受入環境の整備の一環として、清潔な公衆用トイレが必要不可欠であるが、老朽化が進んでいることから、地域のイメージに大きく影響を与えていた。

また、観光・衛生施設環境の充実は、交流人口の増加や地域活性化にも繋がることから、地方における賑わいづくりを実現するために必要不可欠な取組である。

については、公衆用トイレなど観光・衛生施設整備に当たり、自治体の財政負担が増えることがないよう、国庫補助制度の創設を要望する。